

財団法人 日本手芸作家連合会寄付行為

財団法人 日本手芸作家連合会 寄付行為

第一章 総 則

- 第 一 条 (名 称) この法人は、財団法人日本手芸作家連合会と称する。
- 第 二 条 (事務所) この法人は、主たる事務所を東京都新宿区西新宿五丁目二十五番地十三  
パラガイハイツ9階C号におき、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所ま  
たは事業所をおくことができる。

第二章 目的および事業

- 第 三 条 (目 的) この法人は、手芸に関する調査研究、知識、技術の普及および教育の事  
業を行ない、生活文化の向上に寄与することを目的とする。
- 第 四 条 (事 業) この法人は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 手芸に関する調査研究および相談
- 2 手芸に関する研究の奨励および知識、技術の普及
- 3 手芸に関する研究会、講習会、発表会、展示会等の開催

- 4 手芸に関する研究会等への講師の派遣
- 5 手芸指導者の養成教育および資格の認定
- 6 手芸作家その他関係者相互の連絡および手芸技術の海外交流
- 7 手芸に関する機関誌、その他資料、出版物等の刊行
- 8 その他、この法人の目的達成に必要な事業

第三章 資産および会計

- 第 五 条 (資 産) この法人の資産は、次に掲げるものとする。
- 1 この法人設立当初、設立者の寄付に係わる別紙財産目録に記載の財産
- 2 資産から生ずる果実
- 3 維持会費
- 4 事業に伴う収入
- 5 寄付金品
- 6 その他の収入
- 第 六 条 (資産の区分) この法人の資産は、基本財産および運用財産の2種に区分する。
- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載された資産、将来基  
本財産に編入される資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第 4 条 寄付金品であつて寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

第 7 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によつて確実な有価証券を購入するかまたは定額郵便貯金にするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管するものとする。

（基本財産の処分）

第 8 条 基本財産は、これを処分しまたは担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、かつ文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分しまたは担保に供することが

できる。

（経費）

第 9 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実および事業に伴う収入等の運用財産をもつて支弁する。

（事業計画等）

第 10 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届出なければならぬ。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

（事業報告等）

第 11 条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に会長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書と共に監事の意見をつけ

第 12 条 理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

第 2 条 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、また翌年度に繰り越すものとする。

（予算外義務負担等）

第 10 条 収支予算で定めるものを除くほか、あらたに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第 2 条 借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金をのぞく。）についても同様とする。

（事業年度）

第 10 条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

#### 第 4 章 役員および職員

（役員）

第 10 条 この法人には、次の役員をおく。

理事 八名以上十三名以内（うち会長一名、副会長二名、理事長一名および常務理事若干名）

監事 二名または三名

第 (役員を選任)

十 五 条 理事および監事は評議員会でこれを選任し、理事は互選で会長、副会長、理事長および常務理事を定める。

第 (役員職務)

十 六 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。会長に事故があるときまたは欠けたときは、副会長がその職務を代行する。副会長に事故があるとき、または欠けたときは、理事長が、理事長に事故がある時、または欠けた時は会長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。

2 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

3 理事長は、理事会の決議に基づき日常の業務を総括する。

4 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。

十 七 条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

十 八 条 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

2 監事は、理事会または評議員会に出席して意見をのべることができる。

(役員任期)

十 九 条 この法人の理事及び監事の任期は二年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第

3 役員は、任期満了後であっても後任者が就任するまではなおその職務を行う。  
4 役員がこの法人の役員としてふさわしくない行為があつた場合または特別の事情があつた場合は、その任期中であっても評議員会および理事会の議決によりこれを解任することができる。

第

二十 条 役員は有給とすることができる。

(評議員)

二十 一 条 この法人には、評議員二十四名以上三十名以内をおく。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員の任期は二年とし、再任を妨げない。

4 評議員には、第十九条の第二項以下四項までの定めを準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読みかえるものとする。

(評議員の職務)

二十 二 条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ会長に対し、必要と認める事項について助言する。  
(顧問および参与)

第

二十 三 条 この法人に顧問および参与を若干名おくことができる。

2 顧問および参与は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関し、参与はこの法人の業務に関し、会長の諮問に応じ、理事会に出席して意見をのべることができる。

4 顧問および参与の任期は、一年とする。

第 (事務局および職員)  
二 十 四 条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、所要の職員をお

く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

4 事務局の組織および職員の任務、給与等に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 第五章 会 議

第 (理事会の招集)

二 十 五 条 理事会は毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認め  
る場合、または理事の現在数の三分の一以上から会議の目的事項を指定して請求  
のあったときは、臨時の理事会を召集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

第 (理事会の定足数)

二 十 六 条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開  
き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもつてあらかじめ意  
思を表示した者は出席とみなす。

2 理事会の議決はこの寄付行為で別段の定めるほか、出席理事の過半数をもつ  
て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 二 十 七 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員

1 会の意見を聞かなければならない。

2 事業計画および収支予算についての事項

3 事業報告および収支決算についての事項

4 不動産の買入、基本財産の処分、担保提供についての事項

前二条の規定は評議員会に準用する。この場合には、前二条の規定中、「理事会」

「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」「評議員」と読みかえるものとする。

第 (議事録)

二 十 八 条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表二名  
以上が署名捺印のうえ、これを保存する。

#### 第六章 寄付行為の変更および解散

第 (寄付行為)

二 十 九 条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数おのこの三  
分の二以上の同意をえ、かつ、文部科学大臣の認可をうけなければ変更すること  
ができない。

(解散)

第 三 十 条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数おのこの四分  
の三以上の同意をえ、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第三十一条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事全員の同意をえ、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益法人に寄付するものとする。

#### 第七章 補 則

(細 則)

第三十二条 この寄付行為の施行にあつての細則については、理事会の議決を経て別に定める。

第十五条の二 削除 平成三年六月十七日主務官庁認可

第二条 一部変更 平成四年十二月九日主務官庁認可

第三条 一部変更 平成十七年七月五日主務官庁認可

第十九条 一部変更 平成十七年七月五日主務官庁認可

これは原本（寄付行為）の写しに  
相違ありません。

平成 年 月 日

理事（会長） 岡 谷 恭 子